



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 公安委員会告示

29 遊泳区域の指定

..... 1

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第29号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成30年6月28日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
加太海水浴場	和歌山市加太	和歌山市加太（北丁）地先の海域で、「加太海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成30年6月29日から同年9月5日まで